



平成18年8月25日
文化庁長官官房著作権課

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会においては、「著作権法に関する今後の検討課題」（平成17年1月24日 文化審議会著作権分科会）に沿って検討を行い、同小委員会として、以下のとおり「報告書（案）」をまとめました。

1. 私的使用目的の複製の見直しについて
2. 共有著作権に係る制度の整備について
3. 各ワーキングチームにおける検討結果について
 - (1) 契約・利用ワーキングチームの検討結果について
 - (2) 司法救済ワーキングチームの検討結果について

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただくため、別紙のとおり意見募集を行います。御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

意見募集要領

1. 意見募集対象

「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（私的複製・共有関係及び各ワーキングチームにおける検討結果）報告書（案）」

（参考資料）「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 契約・利用ワーキングチーム
検討結果報告」
「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 司法救済ワーキングチーム
検討結果報告」

2. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

(2) 文部科学省HPにおける掲載
意見募集対象

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/index.htm)
「3. 著作権分科会（第20回） 資料4 - 1」

参考資料

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/06073103.htm)
「著作権分科会法制問題小委員会（第6回） 資料3、資料4」

(3) 窓口での配布

【文化庁長官官房著作権課（東京都千代田区丸の内2 - 5 - 1 文部科学省ビル3階）】

3 . 意見募集期間

平成18年8月25日(金)～平成18年9月25日(月)必着

4 . 意見の提出方法

(1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承下さい。)

(2) 提出先

住所：〒100 - 8959 東京都千代田区丸の内2 - 5 - 1

文化庁長官官房著作権課法規係 宛

FAX番号：03 - 6734 - 3813

電子メールアドレス：ch-houki@bunka.go.jp

件名は必ず、「法制問題小委員会報告書(案)に対する意見」としてください。

(3) 記入要領

件名「法制問題小委員会報告書(案)に対する意見」

1 . 個人/団体の別

2 . 氏名/団体名(団体の場合は、代表者の氏名も御記入下さい。)

3 . 職業

4 . 住所

5 . 連絡先(電話番号、電子メールアドレスなど)

6 . 御意見(どの項目に対する意見が分かるように、項目名、該当ページなどを御記載ください。)

5 . 留意事項

皆様からいただいた御意見につきましては、今後の審議の参考とさせていただきます。いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。なお、個別の論点に係る賛否の数を問うものではありませんので、その旨御承知おきください。

御提出いただきました御意見につきましては、氏名、住所、連絡先を除いて公表されることがあります。氏名、住所、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡等、本案に対する意見募集に関する業務にのみ使用させていただきます。